## 第5回「むのたけじ地域・民衆ジャーナリズム賞」受賞者

#### <なくそう戸籍と婚外子差別・交流会通信「Voice」が受賞>

「むのたけじ地域・民衆ジャーナリズム賞」は、「戦争報道の反省から反戦を訴え、一人 ひとりが地域に根差して情報発信することの重要性を訴え続けたむのたけじさんの精神を引 き継ぐ活動を顕彰するため」(同実行委員会案内より)に創設された。

第5回むのたけじ賞は2月9日に実行委員会共同代表の落合恵子さん、鎌田慧さん、佐高信さん、永田浩三さん、武野大策さんと実行委員会スタッフによる選考会が行われ、下記大賞1、優秀賞5、特別賞1の7作品を決定し、交流会通信「Voice」も受賞した。

大賞 ドキュメンタリー「ワタシタチハニンゲンダ!」

受賞者氏名 大阪府 高賛侑(コウ・チャニュウ)

優秀賞 原発とめよう秩父人 2023 年カレンダー

受賞者氏名 埼玉県 原発とめよう秩父人カレンダープロジェクトチーム

優秀賞 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会通信「Voice」,他

受賞者氏名 東京都 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

優秀賞 統一教会との闘い -35 年、そしてこれから

受賞者氏名 東京都 全国霊感商法対策弁護士連絡会 山口広 他 6 名

優秀賞 山梨日日新聞「Fuji と沖縄~本土復帰 50 年」

受賞者氏名 山梨県「Fuji と沖縄~本土復帰 50 年」取材班(代表前島文彦)

優秀賞 ドキュメンタリー「島を守る| chapter 1 波紋

受賞者氏名 鹿児島県 川村貴志

特別賞 連載「憲法事件を歩く」と関連スクープ「判決文コピペか」

受賞者氏名 長野県 渡辺秀樹

\_\_\_\_\_

## 通信「Voice」受賞の、選考理由

……わたしたちが「歴史」と呼んでいるほとんどすべては、

語源それ自体は違うと言いますが、HISTORY、まさに HIS STORY、彼の歴史、男の歴史そのものです。かつても、そして無念なことに 今もなお。

その HISRORY の下で、人口の半分である女たちの声はあまりにも長い間、 消されてきました。その中でも、今もって受け継がれている家制度の外側に身を置いてきた 子や女の人生は、

耐えず片隅に追いやられてきました。子は「ててなしこ」「私生児」とよばれ、その子は 母は「不道徳で恥知らずな女」と

地域社会ではつまはじきにされてきました。そのために、自分の出生を肯定できない子どもがどれほどいたことでしょう。

当会は1988年に誕生し、今も残存する家制度へ、果敢な異議申し立てをし続けている会であり

その交流誌である本誌が、声をあげることをためらわざるを得ない人々も含め、どれほど多くの婚外子やその母である女性を

長年にわたってサポートしてきたことか。多様性と言いながら、まだまだのフィールドに 光を当てる活動を地道に

続けてきた当会に、心よりの敬意を!

世田谷区役所婚外子差別事件が5年半を要して解決できたことなど、いくつかの成果も得られました。昨年に引き続いての応募になりますが、第 5 回対象期間にあたる交流会通信「Voice」にはそのときの想いや苦労、そして喜びが描かれているために、優秀賞となりました。

## 2023 年 3 月 24 日授賞式での講評…婚外子差別について

3月24日午後2時から、文京シビックセンターホールで、「むのたけじ地域・民衆ジャーナリズム賞」の授賞式が行われた。マスコミ含め約70人が参加。 共同代表の落合恵子さん、佐高信さん、永田浩三さん、武野大策さんが、各受賞者へ彰状を読み上げ一緒に記念写真をとり、そのあと共同代表からそれぞれ全体あるいは個別についての講評が行われた。婚外子差別について、落合恵子さん、永田浩三さんから、以下の言及がなされた。

**落合さんは**、「(選考理由の)文章は、私の思いを勝手に書かせていただきました。世界は男の物語。そこも変わらない限り、本当の多様性は存在しないんじゃないか。婚姻制度を選ばなかった女たち、そこに生まれた子どもの人生というのも、どうか考えてもらいたい。それを田中さんたちは、しっかりやってこられた。」

**永田さんは**、「婚外子差別の事、不勉強で知らないことばかりでしたが、無戸籍の人達がなぜ日本社会にいるのか、これは落合さんが言われたように、男社会、男戸籍の持っているわざです。最も光の当たらない分野であることは確かだと思います。

ぜひこれを機会に、また日本社会が動くことを願ってやみません。|

最後に、各受賞者がスピーチを行い、全員の記念写真撮影で授賞式が締めくくられた。

# むのたけじ地域・民衆ジャーナリズム賞・授賞式でのスピーチ

#### なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 田中 須美子

このような賞をいただき、感謝でいっぱいです。

この賞に昨年、一昨年と2度応募しましたが、応募は無謀ではないかと思いつつ、それでも 審査をされる選考委員の方々に婚外子差別の事を知ってほしい、婚外子差別の問題があること を知ってもらえればとの思いで応募をしました。

今年は婚外子に対する民法の相続差別規定廃止から丸 10 年、そして婚外子差別撤廃の裁判を

ともにたたかおうと当会を結成してから、丸35年になります。

このような年にこの賞を受賞したことは、婚外子差別撤廃の闘いをしてきた私たちにとって、 大

きな励ましであり、今後の闘いに大きな力となります。

たくさんのお祝いのメッセージが寄せられた中に、次のようなものがありました。

「本当におめでとうございます。私も少しだけかかわった者として、誇らしく、嬉しいです。」

婚外子差別は人権侵害であり、憲法の「法の下の平等違反」です。

親が法律婚をしているか非婚かで、生まれた子どもは、「嫡出子」「嫡出でない子」と法制度 で区別され差別されています。

出生届では、「嫡出子」「嫡出でない子」と区別され、非婚の母は正統ではない子という意味合いを持っている「嫡出でない子」への記載を求められます。

更に、2004年10月までは戸籍の父母との続柄は、法律婚の親の元に生まれた子どもは、「長女・長男」、婚外子は「女・男」と区別されて記載されていました。この、「女・男」の記載を見れば、一目で婚外子とわかりました。この差別記載の廃止を求めた裁判の2004年3月の一審判決で、プライバシー侵害の判断が出されたことを受け、法務省は、2004年11月以降の出生届からは、婚外子の父母との続柄も、「長女・長男」と記載することにしましたが、それ以前にすでに戸籍に記載されている戸籍の続柄は、「女・男」のままです。

この差別記載の続柄を、国は職権で「長女・長男」に変更することはせず、代わりに、婚外 子やそ

の母が役所に申し出れば、「長女・長男」の記載にしてあげますよという制度を作りました。 これは婚外子やその母にカミングアウトを強制するものです。

非婚で子どもを産んだ母は、蔑みの目で見られたり、陰口をたたかれたり、婚外子を産んだ

母と

知られて、嫌がらせを受け、住んでいるアパートから退去せざるを得ないという目にあっています。このような差別の中で婚外子とその母は、目立たないようひっそりと生きざるを得ません。

このため、2004年の制度開始の段階で婚外子の数は推定250万人で、それから18年経っ昨年3月末までの「長女・長男」への変更申出は、わずか2%しかありません。つまり98%の婚外子は未だ「女・男」と差別記載されています。

1988年の住民票の続柄差別記載の撤廃を求めた裁判に、非婚のシングルマザーや事実婚、シングルの女性たちが集まり、「支援する、支援される」という関係ではなく、自分たちの問題として裁判を共に闘おうと、「住民票裁判交流会」という名称にしました。その後戸籍続柄裁判が始まる際に現在の名称にあらためました。住民票の続柄差別記載裁判と戸籍続柄差別記載裁判の二つの裁判合わせて17年半の闘いでした。

通信「Voice」を発行し、裁判の報告や裁判の傍聴者たちの思いなどを寄稿してもらうなど、通信「Voice」は、これまでもそして現在も闘いの武器であり、運動の「生命線」として発行し続けてきました。

この裁判に勝訴するために、国内だけの闘いだけでは勝てないと考え、1993年ジュネーブで行われている国連自由権規約委員会日本審査に行き、委員たちに訴えました。そして初めての婚外子差別廃止の勧告が出ました。戸籍の続柄差別記載撤廃を求めた裁判でも、ニューヨークで行われた女性差別撤廃委員会の日本審査で訴え、出された勧告を裁判に提出し、原告尋問で活用しました。

このように、初勧告以降、国連自由権規約委員会や子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会の日本審査が行われるたびに、婚外子差別の現状を訴えに行き、昨年の自由権規約委員会からの勧告で計13度の勧告が出されています。

このような勧告と「相続差別廃止を」の高まりの中、とうとう 2013 年 9 月に最高裁による婚外子に対する民法の相続差別規定は憲法違反との決定が出され、その年の 1 2 月に婚外子差別の源だった相続差別規定が廃止されました。

婚外子差別法制度維持の最大の根拠だったこの相続差別規定が廃止されたことで、他の法制度も廃止されていくだろうと、私たちは多いに期待しました。ところがそうはならず、他の差別法制度は維持されてしまいました。

この時の国会での論議の中で、保守派議員たちは相続差別規定を廃止すれば、「不倫が助長される」「家族制度が崩壊する」との批判を展開し、婚外子やその母たちをどれほどに傷つけ、苦しめたことでしょう。これらの強い批判の中で、法務省が準備していた、出生届の差別記載廃止の法案は断念に追い込まれました。

相続差別規定廃止によって、次は他の婚外子差別法制度の廃止をとの声が高まるのではなく、 逆に、婚外子差別は解決したとの声が学者や弁護士から聞こえてきました。 「これは大変、婚外子差別の問題は終わっていないと訴え、再度婚外子差別廃止の機運を作り出さねば」と、それ以降、地方議会への、婚外子差別廃止のための陳情や請願に取り組んできました。

陳情や請願では自民党も含む全会派に説明を行ってきましたが、その中での保守派の反応の 象徴的なものとして次のような発言がありました。

「例えば、自分に妻子がいることを知っていて自分と関係をもったのだから、おろすことが できたのにおろさなかったその女性に責任がある」。

差別を廃止するのではなく、身ごもった子どもをおろすことは当然で、おろさなかった女性 を非難するという、男性中心主義の女性差別そのものでした。

「長男、二男、長女、二女」という兄弟間に序列をつける続柄は、戦前の家制度の下で家督相続のために作られたものです。戦後家督相続が廃止されたにもかかわらず、家制度護持派の強い抵抗でこの続柄は廃止されずに維持されてしまいました。

家長を中心とした上下関係で貫かれた家父長制家族制度とそれを下支えする家長である筆 頭者を中心とした戸籍制度を維持したい家制度護持派の人たちが、私たちの前に立ちはだかっ ています。

しかし、今や夫婦と子ども2人で構成される戸籍が示す標準家族から、離婚、複合家族、非婚、事実婚、LGBTQなどさまざまな家族形態が生まれ、「長女、二女、長男、二男」という続柄も意味をなさないばかりか弊害とすらなっています。

どれほど家父長制家族制度を維持したいと思っても、家族形態も変わり、人々の意識も変わる中で、「長女・長男」の続柄はいらない、筆頭者も、家族登録簿である戸籍もいらないという流れをとめることはできないと思います。

私たちは、これからも、子どもは皆平等だ、子どもを親の生き方で差別するな、婚外子とその母への人権侵害をやめろと、婚外子差別撤廃の闘いを進めていきたいと思います。

きょうは、ありがとうございました。